

社団法人 沖縄県建築士会定款

昭和35年7月8日制定
昭和53年12月27日改正
昭和56年9月17日改正
昭和59年4月27日改正
昭和61年5月16日改正
平成8年5月29日改正
平成12年5月25日改正
平成16年6月16日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、社団法人沖縄県建築士会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を浦添市に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員の協力によって建築士の業務の進歩改善と品位の保持向上を図り、建築文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士の業務の進歩改善に関する調査、研究及びその促進。
- (2) 建築士の品位の保持、向上に関する施策。
- (3) 建築士制度の普及、宣伝及びその改善。
- (4) 官公庁等からの業務受託に関する事業。
- (5) 前各号に関する印刷物の刊行及びその頒布。
- (6) その他のこの会の目的を達成するために必要な事業。

(支部)

第5条 この会は、必要の地に支部を置くことができる。

- 2 支部に関する規定は、別に細則で定める。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この会の会員は、正会員、名誉会員、準会員及び賛助会員の4種とし、正会員及び名誉会員を民法上の社員とする。

- 2 正会員は、沖縄県内に住所又は勤務場所を有する建築士とする。
- 3 名誉会員は75歳以上の正会員で永年会員として在籍した者の中から会長が推挙し、理事会の承認を得た者とする。
- 4 準会員は、沖縄県内に住所又は勤務場所を有し、将来建築士になろうとする者とする。
- 5 賛助会員は、個人又は法人で、この会の事業を賛助する者とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会を認められた会員は、1箇月以内に入会金及び会費（賛助会員については入会金を除く）を納入しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、前項の規定に基づく会費を毎年度当初に納入しなければならない。但し、やむを得ない事情がある場合は、分納することができる。

3 名誉会員に推挙された会員は、理事会の承認後の会費の納入を要しない。

(会費の滞納)

第9条 会員が会費を当該年度中に納入しないときは会員の権利を停止する。

2 会費を2年度以上滞納した者は会員の資格を失う。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき。

(2) 会員の資格を失ったとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において4分の3以上の議決に基づき除名することができる。

(1) この会の名誉を棄損した場合。

(2) この会の目的及び設立の趣旨に反した行動をした場合。

2 会長は、前項により除名したときは除名された者に通知しなければならない。

(除名の再審査)

第12条 前条第1項により除名された者が、その決定に対して不服があるときは、前条第2項の通知を受けた日から1箇月以内に、その事由を付して会長に再審査を請求することができる。

2 会長は、前項の請求に理由があると認めるとき、審査委員会に諮って再審査しなければならない。

3 前項における再審査で審査委員会がその除名処分を不当と認定したときは、会長は除名を取り消さなければならない。

4 再審査における決定は、再審査を請求した者に通知する。

(審査委員)

第13条 審査委員会の委員は、理事以外の会員のうちから会長が選任する。

2 審査委員会の委員は5人以内とする。

(納入金の不返還)

第14条 会員が退会し、又は除名された場合は、既に納入した会費及び入会金を返還しない。

第3章 役員及び事務局

(役員)

第15条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 4人

(3) 専務理事 1人

(4) 常務理事 5人以内

(5) 理事 25人以上 36人以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む)

(6) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 役員は、総会において正会員のうちから選任する。但し、理事のうち3人以内は、正会員以外とすることができる。

- 2 役員が欠けたときの補欠の役員は、理事会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。但し、会長の任期は通算して8年を超えることはできない。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(役員職務)

第18条 会長は、この会を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序により会長の職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理し、事務局を統括する。
- 4 常務理事は、会長の指揮を受け事務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 6 監事は、民法第59条に規定された職務を行う。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(相談役)

第20条 この会に、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問に応じ、かつ、各種の会議に随意に出席して意見を述べることができる。
- 4 相談役の任期は、当該相談役を委嘱した会長の任期に従う。

(事務局設置)

第21条 この会に事務局を設け、有給の職員を置くことができる。

- 2 職員の任免は会長が行う。ただし、事務局長の任免については理事会の同意を得なければならない。

第4章 会 議

(会議の種類)

第22条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認。
- (2) 基本財産の設置及び処分。
- (3) その他この会の運営上特に重要な事項。

(通常総会)

第25条 通常総会は、毎年4月か5月に開くものとする。

- 2 通常総会は、会長が招集する。

(臨時総会)

第26条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を示して総会開催の請求があった場合。

2 監事は、民法第59条第4号により、必要があるときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の通知)

第27条 総会の招集は、開催日の5日前までに、その会議の日時、場所及び討議すべき事項を示し社員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会において出席社員の中から選出する。

(理事会)

第29条 理事会は理事をもって構成し、会長が随時招集しその議長となる。

2 監事は、必要がある場合は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業の執行に関すること。
- (2) 資産の取得、管理及び廃止に関すること。
- (3) 支部の設置及び廃止に関すること。
- (4) その他この会の運営に関すること。

(会議の定足数及び議決)

第31条 総会は、社員の5分の1以上、理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(議決権)

第32条 総会において社員は、各1個の議決権を有する。

2 総会における議決権は、委任状により、出席した他の社員に委任することができる。この場合において前条及び、次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所。
- (2) 構成員の現在数。
- (3) 総会にあっては、その総会に出席した社員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名。
- (4) 議決事項。
- (5) 議事の経過の概要及びその結果。
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長のほか、総会にあってはその総会に出席した社員のうちから、理事会にあってはその理事会に出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(委員会)

第34条 この会は、事業の執行上必要に応じて委員会を設けることができる。

(委員の委嘱及び解任)

第35条 委員の委嘱及び解任は、理事会の議を経て、会長が行う。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 この会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費。
- (2) 寄付金品。
- (3) 財産から生じる収入。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) その他の収入。

(経費の支弁)

第37条 この会の経費は、財産をもって支弁する。

(会計年度)

第38条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理)

第39条 この会の財産は、理事会で定めた方法により会長が管理する。

(予算及び決算)

第40条 この会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は年度終了後2箇月以内に収支計算書を作成し、その年度末財産目録及び貸借対照表とともに監事の監査を経た上、総会に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 予算が成立するまでの収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席社員の4分の3以上の議決を経て、かつ、沖縄県知事の認可を受けなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければ成らない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、かつ、沖縄県知事の認可を得てこの法人と類似の目的を有する他の団体に寄付する。

第7章 雑 則

(細則の制定)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
2. 社団法人沖縄県建築士会定款（昭和35年7月1日制定）の規定によりなされた処分及び手続きはそれぞれこの定款の相当規定によりなされたものとみなす。
3. この定款の施行の際、現に役員である者の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず昭和55年3月31日までとする。この定款の施行後最初に選任される増員役員の任期についても、また、同様とする。

社団法人 沖縄県建築士会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社団法人沖縄県建築士会定款（以下「定款」という）第43条の規定に基づき、この会の定款の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 定款第2条に規定する事務所は、浦添市西原1丁目4番26号に置く。

(支部の名称及び区域)

第3条 定款第5条に規定する支部の名称及びその区域は、次のとおりとする。

地 区	支 部 名	区 域
那 覇	那覇東 那覇西 那覇南 那覇北	小禄地区、豊見城市。（近隣離島を含む）
南 部	首 里 島 尻	与那原町、南風原町、南城市。
中 部	南 部 浦添・西原 宜野湾 沖縄市 中 部 うるま	糸満市、八重瀬町。 浦添市、西原町。 宜野湾市、中城村、北中城村。 沖縄市。 北谷町、嘉手納町、読谷村。 うるま市。
北 部 宮 古 八重山	北 部 宮 古 八重山	恩納村、金武町緯北。（近隣離島を含む） 宮古一円 八重山一円

(会員の所属)

第4条 支部の区域内に住所又は勤務場所を有する会員（賛助会員を除く）は、原則としてその支部に属するものとする。

(支部の設置及び解散)

第5条 支部を設置しようとするときは、正会員は、その支部設置の発起人代表を定め、支部規約を添えて支部設置の要求書を会長に提出しその承認を得なければならない。

2 支部を解散しようとするときは、支部長は、解散の理由書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(入会の申込書)

第6条 入会の申込、会費の納入及び退会の申し出は、原則として本会においてしなければならない。

(支部交付金)

第7条 入会金及び会費の100分の15に相当する金額をその支部の経費として交付する。ただし、特別の理由があると認める場合においては、会長は、理事会の議決を経てその額を増額することができる。

(支部の規定)

第8条 支部の規定には、定款及びこの細則に基づき、別に定める支部設立基準に準拠して、定めなければならない。

2 支部の規定を改正しようとするときは、支部総会の議決を経て、会長の承認を得なければならない。

(支部役員)

第9条 支部の役員は、支部長、他の役員等で構成し、役員の中から一名を本会の理事とする。

(支部会費)

第10条 支部は、支部総会の議決により支部会費を別に徴収することができる。

(支部の経費)

第11条 支部の経費は、支部交付金、支部会費、支部協力会費、事業収入、寄付金、その他収入で支弁するものとする。

2 支部の会計年度は、本会の会計年度に準ずるものとする。

(支部の事務)

第12条 支部は、本会与連絡を密にし支部会員の指導連絡に関する事務を行うほか、毎年事業年度の終了した日から 60 日以内に事業報告及び決算書並びに次年度の事業計画及び予算書を作成し、これを会長に報告しなければならない。

(入会金)

第13条 この会の入会金は次のとおりとする。

(1) 正会員 4,000 円

(2) 準会員 4,000 円

(3) 準会員から正会員になる場合は、入会金を要しない。

(会費)

第14条 この会の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 16,800 円

(2) 準会員 年額 8,400 円

(3) 賛助会員 年額 1 口 10,000 円 (ただし、1 社 2 口以上とする。)

2 新たに入会した正会員及び準会員は、入会の月から月割でその年度の会費を前納するものとする。ただし、賛助会員の会費は、この限りでない。

3 準会員から正会員に資格変更する会員の会費については、資格変更の月から正会員の会費を適用する。

(会費の納入)

第14条の2 会費の納入方法及び時期については別に定める。

2 正会員及び準会員の預金口座引落による納入の場合は、会費の額を 200 円減額することができる。

(入会申込書)

第15条 定款第7条に規定する入会申込書の様式は、様式第1号によるものとする。

(再入会)

第16条 定款第9条の規定により除籍されたものが、再入会する場合は入会金の納入を要しないが、資格喪失に至るまでの滞納金額を納入しなければならない。

(変更の届出)

第17条 会員は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出しなければならない。

(1) 支部名

(2) 氏名

(3) 現住所

(4) 会員の種別

(5) 建築士の別

(6) 勤務先の名称、所在地及び電話番号

(退会届)

第18条 定款第10条に規定する退会届は、様式第3号によるものとする。

(役員を選出)

第19条 削除

(正副会長会及び役員会)

第20条 定款第18条第1項に基づき正副会長会及び役員会を置く。

- 2 正副会長会は、会長及び副会長で構成し、次の事項を処理する。
 - (1) 会の基本方針に関すること。
 - (2) 緊急事項の対応に関すること。
 - (3) その他、本会の会務執行に関すること。
- 3 役員会は、会長、副会長、常務理事及び委員長で構成し、次の事項を処理する。
 - (1) 理事会への提出議案に関すること。
 - (2) その他、本会の会務執行に関すること。
- 4 会長は、必要に応じ構成外の社員の参加を求めることができる。

(委員会の設置)

第21条 定款第34条の規定により、この会の事業を分担し、その推進を図るため、次の委員会をおく。

- (1) 総務委員会
 - ① 定款、細則等内部規約に関する事項。
 - ② 財政、経理に関する事項。
 - ③ 会活性化・各支部との連絡・組織に関する事項。
 - ④ 会活動に関する企画情報運営及び事務局に関する事項。
 - ⑤ 官公庁との協議・連絡に関する事項。
 - ⑥ 他の委員会の所管に属さないこと。
 - (2) 事業委員会
 - ① 会員相互の親睦及び各種イベントに関する事項。
 - ② 建築士の日に関する事項。
 - ③ 各種講演会・講習会の実施に関する事項。
 - ④ 建築会館の積極利用に関する事項。
 - (3) 広報委員会
 - ① 会誌、広報誌の発行・その他広報に関する事項。
 - ② 建築作品推薦等の企画実施に関する事項。
 - (4) 青年・女性委員会
 - ① 新しい建築士像の検討。
 - ② 全国青年委員会・研究集会に関する事項。
 - ③ 被災建築物応急危険度判定ネットワーク構築の検討。
 - ④ 建築士継続能力開発(CPD)制度に関する事項。
 - ⑤ 専攻建築士制度に関する事項。
 - ⑥ 女性建築士としての各種協議会・フォーラムの開催に関する事項。
 - ⑦ 住まい関連のフォーラムの開催に関する事項。
 - (5) まちづくり委員会
 - ① まちづくり活動の実施及び支援・協力に関する事項。
 - ② 地域貢献活動センター(仮称)の設立準備に関する事項。
 - (6) 建築設計競技委員会
 - ① 建築設計競技の業務受託・運営・実施に関する事項。
 - ② 会員に対する設計競技の運営・実施に関する事項
 - (7) 調査研究委員会
 - ① 環境に関する調査研究。
 - ② 高齢者・障害者に配慮した施設の調査研究。
- 2 委員会は会員でもって構成する。ただし、特に必要があるときは、会員外の専門家を委員に加えることができる。
 - 3 委員長は、理事会で選出する。

4 委員長は、理事会の承認を得て、当該委員会に小委員会、ワーキンググループ、研究会等を設けることができる。

(予算)

第22条 収支、支出の予算は、これを大科目、中科目に区分する。

(暫定予算)

第23条 毎事業年度において予算成立までに要する経費の暫定予算書は、毎年度の予算を踏襲する。

2 前項の暫定予算は、該当年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は責務の負担があるときは、これを該当年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

(事務局)

第24条 定款街 21 条に規定する事務局職員は事務局長 1 名、書記若干名とする。

(公印の管理)

第25条 公印（会長印及び本会印）の管理責任者は、事務局長とする。

附 則

1 この細則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 4 月 12 日一部改正

平成 2 年 4 月 25 日一部改正

平成 2 年 5 月 11 日一部改正

平成 2 年 10 月 9 日一部改正

平成 4 年 1 月 16 日一部改正

平成 6 年 5 月 16 日一部改正

平成 7 年 5 月 16 日一部改正

平成 8 年 5 月 16 日一部改正

平成 10 年 6 月 11 日一部改正

平成 11 年 5 月 31 日一部改正

平成 12 年 5 月 25 日一部改正

平成 14 年 6 月 20 日一部改正

平成 16 年 2 月 19 日一部改正

平成 17 年 5 月 6 日一部改正

平成 17 年 5 月 24 日一部改正

平成 18 年 3 月 8 日一部改正

平成 18 年 4 月 5 日一部改正